⑹　次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、７地域に区分されるものとする。

茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
千葉県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県	下関市（旧下関市に限る。）
徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町
高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町
大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）

備考　この表に掲げる区域は、平成25年１月31日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年８月１日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表第５

㈠	主たる居室及びその他の居室の暖房方法が連続運転である
㈡	主たる居室及びその他の居室の暖房方法が間歇運転である
㈢	主たる居室の暖房方法が連続運転であり、その他の居室の暖房方法が間歇運転である
㈣	主たる居室の暖房方法が間歇運転であり、その他の居室の暖房方法が連続運転である

別表第６

重油	１リットルにつき41,000キロジュール
灯油	１リットルにつき37,000キロジュール
液化石油ガス	１キログラムにつき50,000キロジュール
都市ガス	１立方メートルにつき45,000キロジュール
他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）	１キロジュールにつき1.36キロジュール（他人から供給された熱を発生するために使用された燃料の発熱量を算出する上で適切と認められるものを求めることができる場合においては、当該係数を用いることができる。）
電気	１キロワット時につき9,760キロジュール（夜間買電（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第２号に規定する一般電気事業者より22時から翌日８時までの間に電気の供給を受けることをいう。）を行う場合においては、昼間買電（同号に規定する一般電気事業者より８時から22時までの間に電気の供給を受けることをいう。）の間の消費電力量については１キロワット時につき9,970キロジュールと、夜間買電の消費電力量については１キロワット時につき9,280キロジュールとすることができる。）

別表第７

地域区分	住宅全体を連続的に暖房する方式	居室のみを暖房する方式			
		主たる居室		その他居室	
		連続運転	間歇運転	連続運転	間歇運転
1	1.61	1.59	1.21	1.59	1.22
2	1.46	1.66	1.22	1.66	1.24
3	1.32	1.63	1.22	1.63	1.23
4	1.30	1.60	1.21	1.60	1.23
5	1.20	1.53	1.05	1.53	1.04
6	1.09	1.57	0.96	1.57	1.00
7	1.12	1.63	1.01	1.63	1.34
8					

○国土交通省告示第百七十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令（平成二十一年国土交通省令第五号）第二十三条第二号及び第三号の規定に基づき、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条の規定を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令に基づき建築物調査講習の講習科目ごとの時間等を国土交通大臣が定める件（平成二十一年国土交通省告示第三百六号）及び住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に関する係るエネルギーの効率利用のための措置に関すべき措置に関する指針（平成二十一年国土交通省告示第六百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

（エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令に基づき建築物調査講習の講習科目ごとの時間等を国土交通大臣が定める件の一部改正）

第一条　エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令に基づき建築物調査講習の講習科目ごとの時間等を国土交通大臣が定める件の一部を次のように改正する。

第一中「エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令」に、第二の表上欄中「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十一年建通商産業省告示第一号）」を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成二十五年国経済産業省国土交通省告示第一号）」に改める。

第二の表中「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に改める。